

## 低入札価格調査制度の改正について

平成29年4月1日以降の入札公告・入札通知について低入札価格調査基準価格算定式を改正いたします。

### <改正内容>

直接工事費の額について、従来、「直接工事費の額（ただし、建築工事及び建築設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額）に10分の9.5を乗じて得た額（円単位）」としていたものを、平成29年4月1日以降は「直接工事費の額（ただし、建築工事及び建築設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額）に10分の9.7を乗じて得た額（円単位）」と改正いたします。

### <低入札価格調査基準の算定>

予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は10分の9を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は10分の7を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の108（消費税分）を乗じて得た額とする。

- ①直接工事費の額（ただし、建築工事及び建築設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額）に10分の9.7を乗じて得た額（円単位）
- ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（円単位）
- ③現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額（円単位）
- ④一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額（円単位）

$$\text{低入札調査基準価格} = (\text{直接工事費} \times 0.97 + \overset{\text{※1}}{\text{共通仮設費}} \times 0.9 + \text{現場管理費相当額} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55) \times 108 / 100$$

（税込み）

※1 建築工事及び建築設備工事は、「直接工事費×0.97」とあるのを「直接工事費×0.9×0.97」と読み替える。

※2 なお、上記算出方法に関わらず、10分の7から10分の9の範囲内で適宜の割合とする場合もあります。

※3 入札の際、予定価格は消費税を含まない額を対象としているため、低入札価格調査基準価格も上記100分の108を乗じる前の額を対象といたします。

#### <低入札価格調査制度とは>

地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とすることができる場合において、最低価格入札者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査する制度です。

#### <低入札価格調査制度の対象となる入札>

建設工事に係る競争入札のうち、予定価格が1億円以上のものとします。ただし、内容に応じて1億円未満のものについても対象といたします。

#### <低入札価格調査基準>

最低価格入札者の入札価格が調査基準価格を下回ったときは、低入札価格調査を行うものとする。

#### <失格基準価格の設定>

最低価格入札者の入札価格が調査基準価格を下回ったときは、落札決定を保留し失格基準の判定を実施いたします。

判定については最低価格入札者が提出した工事費内訳書が次に掲げる項目を一つでも満たさなければ、当該最低価格入札者を失格といたします。

- ①直接工事費の額が、設計額における直接工事費（建築工事にあつては10分の9を乗じて得た額）に10分の7.5を乗じて得た額以上であること。
- ②共通仮設費の額が、設計額における共通仮設費に10分の7を乗じて得た額以上であること。
- ③現場管理費の額が、設計額における現場管理費に10分の7を乗じて得た額以上であること。
- ④一般管理費の額が、設計額における一般管理費に10分の3を乗じて得た額以上であること。
- ⑤入札書記載金額が、次に掲げる額のアからエまでの合計額からオを減じた額以上であること。

ア 設計額における直接工事費（建築工事にあつては10分の9を乗じて得た額）に10分の9.5を乗じて得た額

イ 設計額における共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

ウ 設計額における現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額

- エ 設計額における一般管理費当に10分の3を乗じて得た額
- オ 設計額における工事価格に10分の0.3を乗じて得た額

※ 低入札価格調査基準価格（税込）に108分の100を乗じて得た額以上になった場合は、判断基準として適用しない。

#### < 2次調査の実施 >

最低価格入札者が失格基準価格により失格とならなかった場合は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを判断するため、次に掲げる事項について最低価格入札者からの事情聴取及び関係機関への照会等により2次調査を行う。

- ①当該価格により入札した理由
- ②当該工事の施工場所付近における手持ち工事の状況
- ③当該工事に関連する手持ち工事の状況
- ④当該工事の施工場所と入札書の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- ⑤手持ち資材の状況
- ⑥資材の購入先及び購入先と入札者の関係
- ⑦手持ち機械の保有状況
- ⑧労務者の具体的供給見通し
- ⑨過去に施工した公共工事名及び発注者
- ⑩経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会による。）
- ⑪信用状況（建設業法違反の有無、賃金支払い状況、下請代金の支払状況等）
- ⑫その他の必要な事項